

社会福祉法人 魚沼市社会福祉協議会
女性活躍推進法による行動計画

職員が仕事と生活の調和を図り、男女の区別のない働きやすい就業環境の整備と職場風土を醸成するため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1：年次有給休暇の取得率を、正規職員は62%、
非正規職員は67%以上にする

<取組内容>

- ・令和4年4月 年次有給休暇の計画的・積極的な取得を全職員向けに周知
- ・令和4年7月 付与から6ヶ月時点の年休取得数が少ない職員に取得の勧奨
- ・令和4年11月 付与から10ヶ月時点の年休取得数が少ない職員が所属する事業所の所属長に、年休を取得しやすい勤務体制を依頼

目標2：仕事と家庭の両立のための休暇・休業制度の周知と、性別に関わらず制度を利用しやすい職場風土づくりに向けた意識啓発

<取組内容>

- ・令和4年4月 休暇・休業制度の周知
- ・令和4年10月 新たな休業制度『産後パパ育休』の周知と、仕事と家庭の両立のための休暇・休業制度を取得しやすい環境づくりの周知

目標3：長時間労働の削減に向けた業務状況の把握と
業務分担の見直し

<取組内容>

- ・令和4年4月 新しい人事考課制度や面談により業務分担の確認
- ・令和4年10月 面談等で業務分担の個人別の負荷などの確認と見直し
- ・令和5年3月 業務分担見直し後のフォローアップ